

■まん延防止等重点措置における要請について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	営業時間短縮の要請の詳細を教えてください。	要請内容の詳細は、令和4年3月7日から3月21日までの要請について、 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/manenboushi-20220221.html または特措法に基づく要請等コールセンター(06-7178-1398)へお問い合わせください。	3/30	
2	自分の店舗が営業時間短縮の要請の対象施設かどうか教えてください。	個別の店舗について要請の対象施設に該当するかにつきましては、特措法に基づく要請等コールセンター(06-7178-1398)へお問い合わせください。	3/30	

■第11期協力金の支給要件について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	対象区域を教えてください。	大阪府内全域です。	3/30	
2	府外に本社がある場合でも、大阪府内に店舗があれば協力金の対象になりますか。	大阪府内に店舗があって、支給要件を満たしている場合は対象になります。	3/30	
3	対象施設を教えてください。	対象区域内の飲食店・遊興施設・結婚式場のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。 ただし、以下に該当する店舗等は、食品衛生法における飲食店営業の許可又は喫茶店営業の許可を受けていても、大阪府の要請の対象外であることから、本協力金の支給対象外となりますのでご注意ください。 (ア) 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどのテイクアウト専門店 (イ) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 (ウ) スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース(フードコートを除く) (エ) 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー、無人販売所など (オ) 飲食スペースを有さないキッチンカー・露店など (カ) ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合 (キ) 葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する者のみに飲食を提供する場合	3/30	
4	インターネットカフェ、マンガ喫茶は対象ですか。	夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設でもあり、要請の対象外です。よって、協力金の対象外になります。	3/30	
5	ライブハウスは対象ですか。	ライブハウスのうち、食品衛生法の飲食店営業の許可又は喫茶店営業の許可を受け、飲食の提供を行っていただければ要請の対象です。営業時間短縮等の要請を遵守している場合は、協力金の対象になります。	3/30	
6	飲食店営業許可を受けておらず、酒類販売のみの立ち飲み屋も営業している酒屋は対象ですか。	食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行う飲食店ではないため、要請の対象外です。よって、協力金の対象外になります。	3/30	
7	飲食店営業許可を受けておらず、ケータリングのみの結婚式場は対象ですか。	食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行う飲食店ではないため、要請の対象外です。よって、協力金の対象外になります。	3/30	
8	夏場のみ営業している店舗(ビアガーデン等)です。支給対象となりますか。	協力金の対象外です。第11期要請期間において営業予定がなく、営業時間短縮の要請対象とならない店舗であるため支給できません。	3/30	
9	店内飲食営業を、午後8時(または9時)までに営業時間短縮し、その後、午後8時(または9時)以降にデリバリーやテイクアウト販売、ジャズバー等で無観客ライブの配信等を行っても協力金の対象となりますか。	飲食提供営業について営業時間の短縮等を行った後に、デリバリーやテイクアウト販売を継続しても問題ありません。ただし、デリバリーやテイクアウトの専門店については、営業時間短縮の要請対象とならない店舗であるため支給できません。	3/30	
10	大企業(みなし大企業含む)でも対象になりますか。	対象になります。法人の規模は問いません。 なお、支給額については1日あたり0円から20万円(売上高減少額方式)となります(一律2.5万円又は3万円とはなりません)。	3/30	
11	みなし大企業とはなんですか。	租税特別措置法施行令第27条の4第21項(令和3年4月1日施行以降は、同条第25項)に規定される以下のいずれかに該当する企業です。 ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人 ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上を複数の大規模法人に所有されている法人 【大規模法人とは】 ・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人 ・大法人(注)の100%子法人 ・100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人 (注)大法人 ・資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人 ・相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人等	3/30	
12	NPO法人等のその他の法人は協力金の対象になりますか。	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、NPO法人等も対象になります。ただし、宗教法人は対象になりません。	3/30	
13	最近、減資により大企業から中小企業になりました。どちらで申請すればいいですか。	要請期間中に中小企業であれば、中小企業として申請してください。要請期間の途中に減資し、大企業から中小企業になった場合の取扱いについては、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター(第10期・第11期)(06-6615-8514)までお問合せください。	3/30	
14	大阪府内に対象施設を2店舗(複数店舗)有している場合は、店舗ごとに支給されますか。	店舗単位で申請できます(2店舗分)。支給される店舗数に上限はありません。	3/30	
15	営業時間短縮の要請対象の店舗が、要請期間中ずっと休業した場合は、協力金の対象になりますか。	要請を遵守するために休業した場合は協力金の対象となります。営業するために必要な設備等を備えており、直ちに営業を再開(開始)できる状態(店舗設備が使える状態である、改装中で飲食提供できない状態ではない等)である必要があります。また、要請期間後も休業を続け、営業実態がないと判断される場合は不支給となる場合があります。	3/30	
16	過去の第1期~第10期の営業時間短縮の要請に協力できていない期間があります。今回、要請を遵守した場合、第11期協力金を申請できますか。	今回の要請にご協力いただき、第11期の支給要件を満たしていれば、協力金の対象になります。	3/30	
17	要請期間の途中で閉店してしまった場合でも協力金の対象になりますか。	閉店日までは対象となります。その場合、閉店日までの間に営業実態があり、営業時間短縮等の要請を遵守していることが要件となります。	3/30	
18	要請期間の途中で新規開店した場合でも、協力金の対象になりますか。	対象となります。ただし、令和4年3月8日から3月21日までの間に開店した場合は、開店日から令和4年6月18日(申請期限から1カ月)までの全ての期間に店舗の営業実態があり、かつ当該期間中、飲食店営業にかかる売上があることが要件となります。また、開店日から6月18日までの営業実態の確認及び売上の確認を行った後の決定となりますので、あらかじめご了承ください。なお、開店から間もない店舗(概要要請期間の1カ月前以内に開店)についても、営業実態の確認のため追加書類提出をお願いすることがあります。営業実態の確認は電話による確認のほか現地調査を行うことがあります。	3/30	

19	1つの店舗を複数人で共同経営している場合、支給要件を満たせば共同経営者それぞれに協力は支給されますか。	協力の支給は、対象となる1施設（店舗）につき1回限りです。同一店舗において、複数の事業者がそれぞれ申請することはできません。 トラブル防止のため、どの事業者が申請するか、互いに相談の上申請してください。営業許可証の名義と申請者が異なる場合には、申請者と名義人連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」（ https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-11ki/yoshiki-11ki.html ）を作成し、提出してください。 なお、二重申請された場合は、正しい申請のみ残し、残りの申請については、取下げをお願いします。	3/30	
20	業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが協力の支給対象となりますか。	協力の支給は、対象となる1施設（店舗）につき1回限りです。同一店舗において、複数の事業者がそれぞれ申請することはできません。 トラブル防止のため、委託者と受託者のどちらが申請するか、互いに相談の上申請してください。営業許可証の名義と申請者が異なる場合には、申請者と名義人連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」（ https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-11ki/yoshiki-11ki.html ）を作成し、提出してください。 なお、二重申請された場合は、正しい申請のみ残し、残りの申請については、取下げをお願いします。	3/30	
21	申請後、支給決定前に申請者（個人事業主）が死亡した場合はどうなりますか。	申請後、申請者の方がお亡くなりになられた場合は、相続の方が協力の支給対象となります。この場合通常の手続きとは異なりますので、府HP（ https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyouryokukin_portal/souzokuninsikyuu.html ）をご確認いただくか、大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター（第10期・第11期）（06-6615-8514）までお問い合わせください。	3/30	

■第11期協力金の支給額について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	売上高方式と売上高減少額方式がありますが、どちらを選択してもいいのですか。	中小企業、個人事業主及びその他法人の場合、売上高方式と売上高減少額方式のいずれかを選択できます。大企業及びびみなし大企業の場合は売上高減少額方式しか選択できません。	3/30	
2	確定申告では複数事業・複数店舗で計上していますが、全ての事業の売上で1日当たりの売上額を計算するのはですか。	申請店舗毎に飲食部門にかかる1日当たりの売上高を計算してください。営業時間短縮の要請対象とならない事業（デリバリー、テイクアウト、物販等）の売上を含むことはできません。また、営業時間短縮協力金等の給付金等についても売上を含むことはできません。	3/30	
3	協力の支給単価の算定にあたる売上高には消費税、地方消費税は含まれますか。	売上高には消費税及び地方消費税は含まれません。協力の支給単価（1日当たりの支給額）を算定する際は、税抜きで計算してください。 ※課税・免税事業者問わず、税抜き金額で計算してください。	3/30	
4	飲食部門の売上高には何が計上できますか。	申請する店舗の店内飲食売上（消費税及び地方消費税は除く）のみです。営業時間短縮の要請対象とならない事業（デリバリー、テイクアウト、物販等）の売上を含むことはできません。また、営業時間短縮協力金等の給付金等についても売上を含むことはできません。	3/30	
5	テイクアウトも行っていますが、テイクアウト売上と店内飲食の売上を分けられない場合は、合計額で申請してもよいですか。	テイクアウトにかかる売上は除いてください。分離できない場合は、支給単価は一律2万5千円（又は3万円）の定額となります（売上高方式の場合）。	3/30	
6	1日当たりの売上高はどうやって算定するのですか。	令和3年3月、令和2年3月又は平成31年3月いずれかの月の飲食部門の売上を、日数（31日）で割り、算出してください。 なお、支給単価（1日当たりの支給額）の算定にあたっては、募集要項P20～P22をご確認の上、算定シートで計算してください。（一律以外の算定方式で申請される店舗は、算定シートの提出が必要です。）	3/30	
7	中小企業ですが、令和3年の3月は府の要請により休業、令和2年の3月は店舗の改装により、ともに売上がほとんどありませんでした。この場合、3月ではなく、特例として平均方式を採用し、令和3年事業年度又は令和2年事業年度の売上を日数で割って計算することができますか。	平成31年3月の売上を参照してください。ただし、相当の事情があると認められた場合は、平均方式を用いて申請できることがあります。特例として申請いただいた場合は、審査上、ご事情をお伺いすることになります。また、平均方式を選択された場合、次期以降の申請にあたっては平均方式で申請していただくこととなりますのでご注意ください。	3/30	
8	募集要項にはどの場合にどの算定シートを使ったらよいか指示がないのですが、どれを使ったらよいのですか。	算定シート早見表でご確認ください。算定シートは8種類あります。 要請アを遵守した場合は、算定シートA～D、 要請イ・ウを遵守した場合は、算定シートE～Hの中から選択してください。 ・算定シートA（売上高方式）通常 ・算定シートB（売上高方式）新規開店特例 ・算定シートC（売上高減少額方式）通常 ・算定シートD（売上高減少額方式）新規開店特例 ・算定シートE（売上高方式）通常 ・算定シートF（売上高方式）新規開店特例 ・算定シートG（売上高減少額方式）通常 ・算定シートH（売上高減少額方式）新規開店特例	3/30	
9	令和3年3月10日に開店しました。売上高方式で申請する場合、1日当たりの売上高を算出するに当たり、令和3年3月の飲食部門の売上を31日で割るのでしょうか。	開店された3月10日から3月31日までの22日間を割ることになります。または、新規開店特例（募集要項P23）を活用し、例えば個人事業主であれば令和3年3月10日から12月31日までの総売上を日数（297日）で割ることもできます。	3/30	
10	令和4年3月15日に閉店（店じまい）しました。売上高減少額方式で申請する場合、令和4年3月の飲食部門の売上を31日で割るのでしょうか。	閉店するまでの15日間を割ることとなります。	3/30	
11	合併・法人成り・事業承継（個人事業主）等により、前年又は前々年の事業者が異なっている場合には、どうやって1日当たりの売上高や売上高減少額を計算するのですか。	合併・法人成り・事業承継（個人事業主）等で、事業の継続性があると認められる場合は、過去の売上高を基準に1日当たりの売上高や売上高減少額を算出することができます。詳細は募集要項P23、24をご覧ください。	3/30	
12	1日当たりの売上高を計算する際、定休日は除外し、実際に営業した日数で割ることはできますか。	できません。暦日数（カレンダーの日数）で割ってください。	3/30	
13	定休日にも協力は支給されますか。	定休日でも支給対象となります。	3/30	

■ゴールドステッカー認証店舗について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	通常の営業終了時間が午後8時半です。ゴールドステッカーの認証を受けていますが、協力金の対象となりますか。	午後8時までの営業時間短縮（酒類提供は自粛）又は休業した店舗であれば対象となります。ただし、通常どおり午後8時半まで営業した場合や、午後8時までの営業時間短縮を行っていても酒類を提供した場合は対象外となります。 ※第9期協力金に限った経過措置として、ゴールドステッカー普及促進のため、通常の営業終了時刻が午後8時を超え午後9時までであるゴールドステッカー認証店舗についても、午後9時までに営業を終了すれば支給対象としておりましたが、第11期協力金について、この措置の適用はありません。	3/30	
2	ゴールドステッカー認証店舗が、日ごとに遵守する要請内容を変更した場合も協力金の対象となりますか。	対象となります。ゴールドステッカー認証店舗については、期間中、要請を遵守していただければ、日ごとに遵守する要請内容を変えたとしても支給可能です。ただし、その場合は、支給単価は2.5～7.5万円/日（売上高方式の場合）となります。要請に応じた内容によっての日割り計算はしません。	3/30	
3	要請期間の途中でゴールドステッカー認証店舗となりました。認証を取るまでは午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類提供は自粛）、認証後は午前5時から午後9時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類提供は午前11時から午後8時半まで）した場合、協力金の対象となりますか。	対象となります。ただし、期間の途中で変更した場合は、支給単価は、2.5～7.5万円/日（売上高方式の場合）となります。要請に応じた内容によっての日割り計算はしません。	3/30	
4	飲食店営業許可を受けている結婚式場で、使用を結婚式に限定していましたが、ゴールドステッカー認証対象外です。どのような場合に協力金の対象になりますか。	飲食店営業許可を受けている結婚式場は、業種別ガイドラインの遵守等、業態に応じた感染防止対策が徹底されていれば、ゴールドステッカー認証店舗と同等とみなします。ゴールドステッカー認証店舗の支給要件を満たしている場合、協力金の対象となります。なお、結婚式以外の用途にも用いられる場合はゴールドステッカー認証の対象となりますので、ゴールドステッカーの認証の有無によって要請内容が異なります。詳しくは、「まん延防止等重点措置に基づく要請【令和4年3月7日から3月21日】」のよくあるお問合せ（FAQ）（ https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38112/00421377/FAQ(R4.3.4).pdf ）をご覧ください。	3/30	

■感染拡大予防ガイドラインの遵守、感染防止宣言ステッカーの登録・掲示について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）はどこで確認できますか。	府HP「感染拡大防止に向けた取組み（府民の皆様へのお願い、イベントの開催、施設について等）」（ https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html ）の業種別ガイドライン（ https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf ）をご確認ください。	3/30	
2	大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」を登録・掲示していないと、協力金は支給されませんか。	協力金の対象要件として、感染拡大防止ガイドラインを遵守のうえ、大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」を登録・掲示していただくことが必要です。登録方法は「感染防止宣言ステッカーについて」（ https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/sengensticker/index.html ）をご確認ください。またパソコンやスマートフォン等、インターネット環境をお持ちでない方に対して、大阪府で代行登録（平日午前10時から午後5時）を行っています。詳細については、感染防止宣言ステッカーコールセンター（現在は「感染防止認証ゴールドステッカー等コールセンター」）（06-7178-1371）にお問い合わせください。	3/30	
3	大阪府が発行する「感染防止認証ゴールドステッカー」は第11期協力金の支給要件ですか。	「感染防止認証ゴールドステッカー」は必須要件ではありません。ただし、ゴールドステッカー認証店舗とその他の店舗で要請内容が異なるため、支給要件や支給額が異なりますので、ご注意ください。	3/30	
4	3月7日から要請を遵守し、午後10時までの営業時間を午後8時までに短縮しました。大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」を登録しましたが、掲示を忘れていました。協力金の対象になりますか。	ブルーステッカーは、登録だけではなく、店舗に掲示していただくことを求めています。やむを得ない理由がある場合も、要請対象期間の終期（3月21日）までに登録及び掲示をしていただく必要があります。但し、3月7日から3月21日まで全てこの期間休業していた場合は、協力金の支給申請日、または3月22日以降の店舗の営業再開日のいずれか早い日までに掲示することで対象となります。	3/30	

■営業時間の短縮及び酒類の提供について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	通常の営業時間（営業時間短縮要請が行われていない時における営業時間）が、午前10時から午後4時までの間に営業をしている店舗です。協力金の対象ですか。	営業時間短縮の要請対象とならない店舗であるため、協力金の対象外です。	3/30	
2	ブルーステッカー登録店舗で、通常は午前10時から午後8時までの間に営業している店舗です。酒類の提供を自粛した場合、協力金の対象となりますか。	営業時間短縮の要請対象とならない店舗であるため、協力金の対象外です。	3/30	
3	ブルーステッカー登録店舗で、通常は午後3時から午後9時までの間に営業している店舗です。酒類の提供を自粛した場合、協力金の対象となりますか。	午後8時までの営業時間短縮（酒類提供は自粛）又は休業した場合は対象となります。ただし、通常どおり午後9時まで営業した場合や、午後8時までの営業時間短縮を行っていても酒類を提供した場合は対象外となります。	3/30	
4	「感染防止認証ゴールドステッカー」を申請中です。午後9時までに営業時間を短縮し、酒類提供を午前11時から午後8時30分までとすることで、協力金の支給対象になりますか。	協力金の対象にはなりません。「感染防止認証ゴールドステッカー」の認証を受けるまでは、申請中の場合も含め、営業時間を午後8時までに短縮するとともに、酒類提供（利用者による店内持ち込みを含む）の自粛などの要請内容を遵守して頂く必要があります。	3/30	
5	ゴールドステッカーの認証を受けていない店舗です。酒類の提供は取り止めましたが、利用者による酒類の持ち込みは禁止しませんでした。この場合、協力金の対象になりますか。	酒類提供の自粛とは、利用者による店内持込の場合も含みますので、協力金の対象にはなりません。	3/30	
6	ゴールドステッカーの認証を受けていない店舗です。酒類の提供を自粛していましたが、利用者から強く要望があったため酒類を提供していました。この場合、協力金の対象になりますか。	酒類の提供を行った場合は、要請の遵守とならないので協力金の対象にはなりません。	3/30	

■提出書類（全般）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	第1期～第10期で提出した書類は省略できますか。	これまでに大阪府営業時間短縮協力金（第1期～第9期）に申請いただいている場合、内容に変更がなければ下記の書類が省略可能です。 ・申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し ・申請者（法人の場合は法人名義）の振込先口座を確認できる書類 ・食品衛生法における飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の許可証の写し ・大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」を店舗に掲示している写真 さらに第10期に申請いただいている場合は、店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真、飲食スペース等が確認できる店舗の内観の写真、事業所得のわかる直近の確定申告書の写し等が省略可能です。	3/30	
2	本人確認書類の写しが提出書類になっていますが、法人で申請する場合も、本人確認書類は必要ですか。	法人の場合は、代表者の本人確認書類の写しを提出してください。	3/30	
3	外観写真を撮影するにあたり、留意する点がありますか。	店舗名がはっきり見え、かつ入り口を含む店舗の全体像が分かるよう撮影してください。1枚の写真で①店舗名（屋号）と②店舗の外観全体を写すことが困難なときは、①と②を分けて2枚（「寄り」と「引き」の2枚）添付いただいても構いません。 なお、これまでに大阪府営業時間短縮協力金を申請している場合も必ず提出してください（第10期を申請している場合は省略可能です）。	3/30	
4	店舗の外観写真について、「対象期間中の店舗の実態が確認できるもの」と書いてありますが、要請期間中に写真を撮っていません。その場合、どうすれば良いですか。	期間中に写真を撮っていない場合は、現在の写真を提出してください。但し、オンライン申請の場合は自由記述欄に、郵送申請の場合は写真台紙の余白部分に、「店舗の実態は要請期間中から変更がない旨」を記載してください。 なお、令和4年3月6日以前に撮影した写真や、店舗名（屋号）のみが写っている写真などの場合は、店舗の実態が確認できず、無効となりますので、ご注意ください。	3/30	
5	内観写真を撮影するにあたり、留意する点がありますか。	店内の飲食スペース（机、椅子、メニュー、調味料や酒類等が写っている）がわかる、入り口から全体を見渡せる写真を撮影してください。 飲食提供のためのスペースが確認できない写真は無効となります。 なお、これまでに大阪府営業時間短縮協力金を申請している場合も必ず提出してください（第10期を申請している場合は省略可能です）。	3/30	
6	大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」や「感染防止認証ゴールドステッカー」を店舗に掲示している写真を撮影するにあたり、留意する点がありますか。	ステッカー番号が分かり、かつ店舗に掲示していることが分かる写真を撮影してください。1枚の写真では困難な場合は、「寄り」と「引き」の2枚になっても構いません。 なお、「感染防止認証ゴールドステッカー」認証店舗で、これまでに大阪府営業時間短縮協力金第1期～第9期のみを申請している場合や、第10期を申請している場合も3月7日以降に認証を取得した場合は、改めて写真をご提出してください。	3/30	
7	店舗所在地が記載されている3ヵ月以内の水道光熱費の検針票、請求書、領収書が無い場合、代わりとなる書類はありますか。	申請店舗の店舗名・所在地が記載されている、おしぼり・食料等の納品書及び請求書（概ね3ヵ月以内）、申請店舗に係る直近の家賃の請求書又は領収書写し等を提出ください。	3/30	
8	申請者と水道光熱費の契約者が異なる場合どうしたらいいですか。	申請者・契約者の両者連名（自署）の名義が異なる理由を記載した理由書（ https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-11ki/yoshiki-11ki.html ）を提出してください。 ただし、審査の結果、大阪府営業時間短縮協力金申請事務局より直接説明を求めたり、追加資料の提出を求めることがあります。理由書を提出いただいた後に、支給要件に該当するか審査の上で判断します。	3/30	
9	賃貸借契約書の写しが必要な場合、すべての部分が必要ですか。	下記の内容がわかる部分をすべて提出してください。 ①貸主・借主 ②対象期間に対応する契約期間（自動更新の場合はその条項） ③対象物件（専有面積・建物の名称・所在地） ④契約者の住所、署名捺印（又は記名押印）が確認できる部分	3/30	

■提出書類（飲食店営業許可証・喫茶店営業許可証）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	第1期～第10期で提出している場合でも、飲食店営業許可証等の提出が必要ですか。	前回提出頂いた営業許可証が最新のものである場合は提出を省略できます。ただし、営業許可証の営業所所在地が「〇〇市内一円」など1か所に特定されていない場合は、現在の営業許可証の写しを提出してください。募集要項P13をご覧ください。	3/30	
2	飲食店営業許可証等を紛失した場合はどうしたらいいですか。	再発行していただき、提出してください。 なお、「食品衛生法に基づく営業許可を受けていること」の証明書を受けている場合は、当該証明書を添付してください（許可満了年月日の期限が経過していないものに限ります）。 但し、飲食店営業許可等を申請中の申請書や申請証明書は受付できません。	3/30	
3	申請者と飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の名義が違います。申請できますか。	申請者と飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の名義は一致が原則です。何らかの事情で申請者と許可者の名義が異なる場合は、両者連名（自署）の「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」（ https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-11ki/yoshiki-11ki.html ）を作成し、提出してください。ただし、申立書を提出していただいても、追加で資料の提出を求める場合や申立内容によっては不支給となる場合がありますのでご了承ください。	3/30	
4	開業時に取得した飲食店営業許可が失効していることに気づき、要請期間中に新規で許可を取得しなおしました。この場合は協力金の支給対象になりますか。	本協力金の申請にあたっては、飲食店の営業許可証又は喫茶店の営業許可証の提出が必須です。有効期間が申請する対象期間の全ての期間を含むものを提出していただく必要があります。 新規で許可を得て、営業実態があると認められる場合は、その時点から本協力金の支給対象とみなします。 なお、この場合は要請期間の途中に開店した店舗と同様に取扱います。	3/30	
5	営業の種類が、「飲食店営業」または「喫茶店営業」以外となっている許可証は提出できますか。	できません。飲食店の営業許可証又は喫茶店の営業許可証の提出が必要です。	3/30	
6	食品衛生法の改正により令和3年6月1日以降に飲食店営業許可が不要となった菓子製造事業者（飲食店の営業許可は失効済）ですが、第11期協力金の対象ですか。	菓子製造事業者に係る特例的な取扱いは、令和3年10月の全国的に時短要請が一旦終了した時点までの対応であるとの見解が国から示されたため、第11期協力金は対象外となります。	3/30	

■提出書類（事業所得が分かる確定申告書類等）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	直近の確定申告書とはいつのことを指しますか。	令和3年分の確定申告書を指します。ただし、個人事業主で令和3年分の確定申告が済んでいない方、法人で確定申告時期が到来していない場合は、令和2年（年度）分の確定申告書となります。	3/30	
2	確定申告を行っていますが、控えを紛失してしまって提出できない場合は、どうしたらよいのでしょうか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真、または事業所得の分かる最新年度の課税証明書又は納税証明書（その2）を提出してください。 閲覧サービスについては、（ https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf ）を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。	3/30	
3	個人事業主で事業所得が所得税の基礎控除以下で、税務署から確定申告は必要ないと言われました。どうしたらいいですか。	以下の①、②の書類を提出してください。また、その場合、本協力金の支給単価は一律2万5千円又は3万円となります。 ①税務署から確定申告は必要ないと言われている旨の理由書（ https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-11ki/yoshiki-11ki.html ） ②(a)(b)のいずれかの書類 (a)貸借契約書（転貸借契約書や業務委託契約書など）の写し又は発行3ヵ月以内の不動産登記簿謄本（建物） (b)店舗所在地が記載されている3ヵ月以内の水道光熱費の検針票、請求書、領収書のいずれかの写し	3/30	
4	令和3年分の確定申告をまだ行っていません。申請できますか。	令和3年分の確定申告（個人事業主の方は令和3年1月1日から12月31日、法人の方は決算期が令和3年12月以前）を済ませたうえで、協力金申請の際に写しを添付していただけますようお願いいたします。 なお、個人事業主で令和3年分の確定申告が済んでいない方、法人で確定申告時期が到来していない場合は、令和2年（年度）分の確定申告書を提出してください。	3/30	
5	個人事業主で令和4年1月1日以降に開業し、令和3年の確定申告を行っていない場合はどうしたらよいのでしょうか。	個人事業主は、税務署の受付印がある個人事業の開業届の控えを提出してください。	3/30	
6	法人において最初の事業年度を迎えていない場合はどうしたらよいのでしょうか。	法人は、法人設立設置届出書の控えまたは発行3ヵ月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を提出してください。	3/30	
7	個人事業主の開業届の控えは必ず提出する必要がありますか。	令和4年1月1日以降に開業した場合は、必ず提出してください。	3/30	
8	開業届の控えを紛失等の理由で用意できない場合、他の書類で代用することは可能ですか。	代用はできません。所管の税務署にご相談のうえ、再発行したものをご提出ください。	3/30	

■提出書類（飲食部門の売上が分かる書類 ※帳簿）について ※「売上高方式（定額支給の申請を除く）」または「売上高減少額方式」の場合のみ提出が必要です。

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	店舗における令和3年、令和2年又は平成31年の3月の売上が分かる帳簿等の提出は必須ですか。	支給単価（1日当たりの支給額）が一律2万5千円又は3万円の店舗は、提出不要です。それ以外の店舗は、帳簿等の写し及び該当する「算定シート」の提出が必要です。	3/30	
2	店舗の売上が分かる帳簿等とはどのようなものを提出すればいいですか。また、売上のほか、経費も含まないといけませんか。	申請する店舗の店内飲食売上（消費税及び地方消費税は除く）がわかる帳簿等を提出してください。営業時間短縮の要請対象とならない事業（デリバリー、テイクアウト、物販等）の売上を含むことはできませんので、区分していただく必要があります。また、営業時間短縮協力金等の給付金等についても売上に含むことはできません。 なお、経費は含んでいなくても構いません。 例）試算表、売上台帳、出納帳等	3/30	
3	売上高減少額方式の場合で、令和4年の3月の売上がゼロであれば、何を提出すればよいですか。	売上がゼロとわかる帳簿等の写しを提出してください。	3/30	
4	売上高方式の場合、選択した年の3月のみの帳簿を提出すればよいですか。	選択した年の3月を含む帳簿をご提出ください。（令和2年3月の売上高を参照する場合、令和2年3月の帳簿となります。） また、月単位の売上高を把握することが困難な場合は、年間（年度）の売上高がわかる帳簿（12ヵ月分）の提出が必要です。 また、審査の過程で追加で書類提出をお願いすることがあります。	3/30	
5	売上高減少額方式の場合、選択した年の3月及び令和4年の3月の帳簿を提出すればよいですか。	令和3年、令和2年または平成31年のうち算定にあたって選択した年の3月の帳簿、及び令和4年の3月の帳簿をご提出ください。なお、月単位の売上高を把握することが困難な場合は、年間の売上がわかる帳簿（12ヵ月分）の提出が必要です。 また、審査の過程で追加で書類提出をお願いすることがあります。	3/30	
6	令和3年3月1日に開店したため、令和2年3月や平成31年3月の売上は存在しません。この場合、1日当たりの売上高はどのように計算したらいいですか。	開店日（令和3年3月1日以降）から令和4年2月までの間の「任意で選択した月（単月）」の売上高を当該月の日数で割った額、又は開店日から令和4年2月28日までの総売上を当該期間の日数で割った額を用いて、1日当たりの売上高として計算することができます。	3/30	
7	確定申告時に作成した帳簿では、店舗毎の売上の記載がありません。どうしたらよいですか。	売上帳簿やレジの日計表、会計伝票などにに基づき、申請する店舗の売上高を集計した資料を提出してください。売上帳簿等を調べてもそれが分からない場合は、確定申告書類の売上高を店舗数で割って、申請店舗の年間売上高を算出し、それをその年の日数（365日又は366日）で割って、1日当たりの売上高とみなすことができます。	3/30	
8	新規開業から2年を経過していないので、消費税等の納付義務が免除されています。この場合、提出する売上帳簿等の消費税はどう取り扱えばよいですか。	支給単価を計算するための売上高には消費税及び地方消費税は含まれません。そのため、消費税を上乗せ請求している場合は、消費税抜きの売上高が分かる売上帳簿等を提出してください。消費税を上乗せ請求していない場合は、売上高に消費税は含まれていない旨を記載した売上帳簿等を提出してください。	3/30	

■提出書類（令和3年、令和2年又は平成31年の3月を含む事業年度の確定申告書類の写し）について

※「売上高方式（定額支給の申請を除く）」または「売上高減少額方式」の場合のみ提出が必要です。

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	令和3年、令和2年又は平成31年の3月を含む事業年度の確定申告書類の写しの提出は必須ですか。 【法人】法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書（両面） 【個人】確定申告書B第一表 ・青色申告の場合：青色申告決算書（両面） ・白色申告の場合：収支内訳書（表面）	支給単価（1日当たりの支給額）が一律（2万5千円又は3万円）の店舗は、提出不要です。 売上高方式（一律以外）や売上高減少額方式で申請する店舗は、選択した年の3月を含む確定申告書類の写し及び該当する「算定シート」の提出が必要です。 （例）令和2年3月の売上高を参照する場合、令和2年3月を含む確定申告書類（写し）が必要です。	3/30	
2	いつの確定申告書類（写し）を提出するのでしょうか。	支給単価の算定にあたって、選択した年の3月を含む年度（年）の確定申告書類（写し）をご提出ください。（令和2年3月の売上高を参照する場合、令和2年3月を含む確定申告書類（写し）となります。） また、年間（年度）の売上高を元に1日当たりの売上高を算定する場合も同様に対象年度の確定申告書類（写し）をご提出ください。	3/30	
3	確定申告を行っていますが、紛失してしまい提出できない場合は、どうしたらいいですか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出してください。閲覧サービスについては、 (https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf) を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。	3/30	
4	確定申告を郵送で行いましたが、控えと返信用封筒を同封し忘れ、手元にある控えに受付印がありません。どうしたらいいですか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出してください。閲覧サービスについては、 (https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf) を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。	3/30	
5	確定申告を電子申請しましたが、電子申告の「受信通知」が手元にない場合、どうしたらいいですか。	電子申請の場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるものについては、「受信通知」の添付は不要です。	3/30	
6	確定申告を税理士事務所等を通して申請したため受付印がない場合、どうしたらいいですか。	税理士の署名、押印や税理士事務所の電子申告済みの押印があれば、税理士が申告手続きをしたものとみなし、「受付印」があるものと同じ取り扱いとします。	3/30	

■申請手続き（オンライン・郵送共通）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	申請手続きを教えてください。	大阪府HP「第11期 飲食店等に対する営業時間短縮協力金」 (https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-11ki/index.html) で募集要項を公表しています。まずはご確認くださいませようお願いします。	3/30	
2	申請期間を教えてください。	申請期間は、令和4年3月31日（木曜日）から5月18日（水曜日）までです。 郵送の場合は、当日消印まで有効です。（5月19日以降の消印分は申請期間外のため受けとることができません。） オンラインの場合は、5月18日（水曜日）午後1時59分までに申請完了してください。	3/30	
3	申請方法を教えてください。	原則、オンライン申請となりますが、郵送による申請も可能です。速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。	3/30	
4	申請は店舗ごとですか、事業者単位ですか。	申請は店舗ごととなります。	3/30	
5	令和4年3月15日に閉店しました。オンラインで申請できますか。また、申請書類についても教えてください。	オンラインで申請できます。 なお、閉店日を確認できる写真等の提出が必要です。 募集要項P9～11をご確認ください。	3/30	
6	令和4年3月10日に新規開店しました。オンラインで申請できますか。また、申請書類についても教えてください。	オンラインで申請できます。 なお、要請期間の途中に開店した店舗につきましては、必要書類1、2に加え、飲食提供が確認できるメニュー表、食品衛生法における飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の許可証の申請時に提出した営業施設の構造及び設備を示す図面の写し、開店日を確認できる書類、要請期間中に、店舗の運営権を有していることを確認できる書類、開店日から1ヵ月間の営業実態が確認できる書類一式、通常の営業時間がわかる資料が必要です。 詳しくは、募集要項P9～11、18、19をご確認ください。	3/30	
7	申請後に、追加資料を要求されることはありますか。	審査において、営業実態などの支給要件を確認する必要がある場合には、事務局から追加書類の提出についてご連絡させていただきます。 なお、要件を満たしていることが確認できない場合は支給対象とはなりません。	3/30	

■申請手続き（オンライン）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	協力金のオンライン申請の利用方法を教えてください。	大阪府行政オンラインシステムについて、お問い合わせの多い質問をまとめている「よくあるご質問」があります。参照いただきお手続きをしてください。 (https://lgpos.task-aspc.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq)	3/30	
2	「申請に関する手続きが完了しました。「マイページ」から手続き状況をご確認いただくことができます。なお、入金完了した際は改めてメールにて通知します。」というメールが届きました。協力金はいつ入金されますか。	手続き完了から10日以内の入金を予定しております。	3/30	

■申請手続き（郵送）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	郵送申請の流れを教えてください。	申請書類を全て揃えて、必ず、郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」を用いて、郵送してください。また、要請期間中に閉店または開店した場合は、レターパックライトの品名欄に赤字で「閉店」又は「開店」と記載してください。	3/30	
2	募集要項はどこで入手できますか。	大阪府HP (https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-11ki/index.html) からダウンロードしてください。また、3月31日から府内市町村、大阪市各区役所、大阪市サービスカウンター（梅田、難波、天王寺）、府内商工会・商工会議所、大阪府府民お問合せセンター情報プラザ等で配架しています。	3/30	
3	既に大阪府営業時間短縮協力金（第1期～9期）を郵送で申請している場合、申込番号はどうすれば調べることができますか。	【大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（第10期・第11期）】 （06-6615-8514）までお問い合わせください。	3/30	
4	申請が受理されていることは、何をもって確認することができますか。	郵送申請の場合は、レターパックライトの追跡番号から書類が到着した日時をご確認ください。	3/30	

■協力金の申請から支給について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	審査状況を確認することはできますか。	大阪府行政オンラインシステムのマイページ (https://lpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home) もしくは、 【大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（第10期・第11期）】 （06-6615-8514）までお問い合わせください。	3/30	
2	申請内容に不備がある場合は、どうなりますか。	申請書にメールアドレスを記載いただいた場合、申請内容に不備がある旨のメールを送信します。オンライン申請の場合、行政オンラインシステムのマイページで内容をご確認いただき、修正や追加書類添付の上、再申請をお願いします。修正内容にご不明な点等がある場合等は、【大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（第10期・第11期）】（06-6615-8514）までお問い合わせください。申請書にメールアドレスの記載がない場合、内容によって、一部または全ての書類をレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に返却することがあります。必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、全ての書類を再度、レターパックライトで郵送してください。	3/30	
3	審査の結果（支給・不支給）はどのように通知されるのですか。	審査の結果、協力金を支給する決定をした時は、登録いただいた金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。協力金の不支給を決定をした時は、オンライン申請の方には、システムにより通知します。郵送申請の方には、不支給に関する通知を郵送します。	3/30	
4	登録した金融機関口座には何という名義で振り込まれますか。	「府・時短協力金申請事務局（フ・ジタンキョウリヨクキンシンセイジムキョク）」です。審査を終えた店舗ごとに、申請書に記載の金融機関口座に振り込みます。	3/30	

■申請書類の事前確認について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	事前確認を受ける必要はありますか。	必須ではありませんが、「書類の確認や相談」を実施することにより事業者の申請をサポートし、申請書類の不備をなくすことで、審査をスムーズに行います。事前確認は、無料で受けることができます。	3/30	
2	専門家等による無料の申請サポートを受けられる対象事業者を教えてください。	大企業を除く法人及び個人事業主が対象となります。	3/30	
3	事前確認はどこで実施していますか。	お近くの行政書士事務所（大阪府行政書士会に登録した者のみ）、各地域の商工会・商工会議所（一部を除く）において実施しています。詳しくは大阪府HP（ https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html ）をご確認ください。	3/30	
4	第11期協力金も事前確認の対象となりますか。	対象となります。ただし、第11期協力金は申請期間が5月18日（水曜日）までとなっておりますので、実施機関にお早めにご相談ください。	3/30	
5	事前相談を受けるにはどうすればよいですか。	大阪府HP（ https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html ）で実施機関を確認してください。事前予約制ですので、各団体に問い合わせてください。予約をせずに、実施機関を訪問することは、絶対に行わないでください。	3/30	
6	近くの商工会議所が事前確認の対応をしていない場合はどうしたらよいですか。	事前確認は行政書士事務所（大阪府行政書士会に登録した者のみ）においても実施しております。連絡先は大阪府HP（ https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html ）をご確認ください。	3/30	
7	事前確認を無料で依頼できる専門家は、大阪府のホームページや大阪府行政書士会のホームページに掲載されている行政書士、商工会・商工会議所でなければならぬのですか。	大阪府HP（ https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html ）に掲載のない機関は、本制度による無料の事前確認の対象外となります。	3/30	
8	専門家等への相談費用はいくらですか。	申請書類の事前確認に要する費用は無料です。ただし、代行申請など、申請書類の事前確認以外の業務を専門家に依頼した場合は、申請者の負担となりますので、ご注意ください。	3/30	
9	専門家等への事前確認とは具体的にどのようなことですか。どのような書類を準備して臨めばいいですか。	申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどを専門家等に確認いただきます。申請書類一式を用意の上、事前確認を行うようお願いいたします。	3/30	
10	専門家は、事前確認のために店舗まで来てくれますか。	事前確認の実施場所は専門家等が指定する場所で実施します。	3/30	
11	専門家等の事前確認は、対面相談ではなく、メールやファクシミリなどでのやり取りでもいいですか。原本は必要ありませんか。	原則、対面により申請書（原本）を確認します。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のために、専門家等が別の方法を指定する場合はこの限りではありません。	3/30	
12	申請書提出後、申請書類に不備があった場合に専門家等に連絡してもらうようにすることはできませんか。	申請書類の事前確認は専門家等がしますが、申請書類の提出は申請者に行っていただきます。提出後、書類に不備があった場合の連絡先は申請者となります。	3/30	

■協力金（その他）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	協力金は課税対象ですか。	協力金は、所得税又は法人税の計算上、事業所得に区分され、課税対象となります。協力金を受給された場合、確定申告の申告漏れのないようご注意ください。ただし、必ずしも納税額が生じるものではありません。確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。（ https://www.nta.go.jp/index.htm ）または、最寄りの税務署にお問い合わせください。	3/30	
2	協力金を申請した場合、申請店舗名称・所在地は公表されますか。	要請にご協力いただいた事業者として、申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（市町村及び行政区名まで）の公表を予定しております。	3/30	
3	協力金は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業ですか。	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）の対象事業です。	3/30	